平成 23 年 12 月 22 日

各　　位

会 社 名　第一稀元素化学工業株式会社
代表者名　代表取締役社長　井上　剛
（コード番号４０８２　東証第二部）
問合せ先　総務部長　水野　貴雄
TEL.（０６）６６８２－１２６１

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月 22 日開催の取締役会において、平成 24 年 3 月 1 日開催予定の臨時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．決算期変更の内容

現　在：毎年３月 20 日
変更後：毎年３月 31 日
（注）決算期変更の経過期間となる第５６期は、平成 23 年３月 21 日から平成 24 年３月 31 日までの変則決算となります。

２．変更の理由

当社の主要取引先の多くは３月末決算であり、月末締めとすることにより予算編成や業績管理等の事業運営において一層の効率化が図れること、また、今般設立予定の海外子会社との連結決算を視野に入れていること、さらに国の会計年度と合わせ、会計基準や税制等の改正に速やかに対応することを考慮し、決算日を毎年３月 31 日とすることにいたしました。

３．定款変更の内容（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第 11 条（基準日） 当会社は、毎年 3 月 20 日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第 11 条（基準日） 当会社は、毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第 45 条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年 3 月 21 日から翌年 3 月 20 日までとする。	第 45 条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
第 46 条（期末配当金） 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	第 46 条（期末配当金） 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
第 47 条（中間配当金） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	第 47 条（中間配当金） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
（新設）	附則 第 1 条（第 56 期事業年度の期間） 第 45 条の規定にかかわらず、第 56 期事業年度は、平成 23 年 3 月 21 日から平成 24 年 3 月 31 日とする。 第 2 条（附則の有効期限） 前条および本状は、第 56 期事業年度経過後に、これを削除する。

４．今後の日程

定款変更のための臨時株主総会開催日：平成 24 年３月 1 日（予定）

定款変更の効力発生日　　：同上

５．今後の見通し

決算期変更の第 56 期（平成 23 年３月 21 日から平成 24 年３月 31 日まで）業績予想に与える影響は軽微であり、平成 23 年 10 月 28 日に公表いたしました平成 24 年３月期の業績予想に変更はありません。

以上